

予防専門型通所サービス重要事項説明書

社会福祉法人緑山会
指定通所介護事業所「エルホーム芦屋」

予防専門型通所サービス重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して予防専門型通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上にご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人緑山会 |
| (2) 法人所在地 | 山口県周南市大字須々万本郷28番1 |
| (3) 電話番号 | 0834-88-2208 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 齋藤 淳 |
| (5) 設立年月日 | 平成1年7月10日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 建物の構造 | 筋コンクリート造り 地上4階の1階部分 |
| (2) 事業所の延べ床面積 | 649.4㎡ |
| (3) 事業所の周辺環境 | 阪神打出駅から南へ徒歩10分
交通至便、閑静な住宅地に立地しています。 |

3. 事業所の説明

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | 予防専門型通所サービス
令和6年9月2日 芦屋市指定 第287100168号
※当事業所は、特別養護老人ホームエルホーム芦屋に併設されています。 |
| (2) 施設の目的 | 介護保険法令及び芦屋市介護予防・日常生活支援総合事業関係規則の趣旨に従いご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に予防専門型通所サービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称 | 指定通所介護事業所「エルホーム芦屋」
電話番号 0797-35-2830
FAX番号 0797-35-2834 |
| (4) 管理者氏名 | 寺内 歩 |
| (5) ①法人理念 | 基本理念
良質で心のこもった医療と介護を提供し、地域の医療と福祉に貢献する。
方針
1. 医療・介護の質の向上を目指します
2. 満足度の向上を図ります
3. 健全経営に努めます |

- (6) ②運営方針 在宅の要支援高齢者と事業対象者とそのご家族が住み慣れた地域で心豊に暮らせるよう支援するとともに、ご契約者の個々のニーズに合う予防専門型通所サービスを提供します。
- (7) 開設年月日 令和6年9月2日
- (8) 通常の事業の実施地域 芦屋市（除く奥池地域）
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（含む 祝日） 但し12月31日～1月3日は除く
サービス提供時間	9：00 ～ 16：30
受付時間	8：30 ～ 17：30

- (10) 利用定員 予防専門型通所サービス（通常規模型通所介護含め）
30人

4. 予防専門型通所サービスの利用について

- (1) 介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援」と認定された方、または、芦屋市における基本チェックリストの結果「事業対象者」と認定された方が利用していただけます。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して予防専門型通所サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

令和6年9月2日現在

	常勤換算	実数
管理者	1人	1人
生活相談員	1人	3人
介護職員	4.5人	7人
看護職員	1.1人	2人
機能訓練指導員	0.2人	2人

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総和を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週37.5時間）で除した数です。

（例）週15時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、2名（15時間×5名÷37.5時間＝2名）となります。

〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤務体制（勤務時間）
介護職員	8：30～17：30
看護職員	8：30～17：30
生活相談員	8：30～17：30
機能訓練指導員	11：00～11：30
運転職員	8：30～10：30 16：00～17：30

〈配置職員の職務〉

職 種	職 務
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言等を行ないます。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行ないますが、日常生活上の介護、介助等も行ないます。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行ないます。又、介護支援専門員との連携、調整を行ないます。
機能訓練指導員	ご契約者の運動器の機能訓練を担当します。
運転職員	主にご契約者の送迎のお世話を行ないます。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して提供するサービスについては、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 利用料金が介護保険から給付される場合 ② 利用料金の全額をご契約者にご負担していただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金（7割、8割、9割）が介護保険から給付されます。

〈利用料金の基本部分〉

- ・別表のとおり（含 送迎・入浴）

〈介護保険の給付対象となるサービスの概要と利用料金〉

①送迎

- ・ご自宅と事業所間の送迎を行ないます。
- ・送迎時間は、午前9時00分から午後4時30分の間で行ないます。
- ・基本的にご自宅の玄関までの送迎となります。（ご自宅の中には入りません）

②入浴

- ・ご契約者の身体状況に応じた浴槽を使用し、入浴の介助を行ないます。

③排泄

- ・ご契約者の身体状況に応じた排泄の介助を行ないます。

④運動機能の向上

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行ないます。

⑤健康管理

- ・看護職員が、ご契約者の健康管理を行ないます。

⑥その他自立への支援

- ・ご契約者の心身の状態や生活のリズム等に合わせて対応するよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な理容が行われるよう配慮します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事

- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）昼食 12:00～13:30 おやつ 15:00～15:30

食費として下記の料金が必要です。

食事（おやつ含む）	800円
-----------	------

②レクリエーション

- ・ご契約者の希望により、レクリエーションに参加いただくことができます。利用料金として、同意を得た上で材料代等の実費をご負担していただきます。（ご家族参加の場合の行事参加費含む）

③おむつ、パッド

- ・ご利用中に使用したおむつ等の実費をいただきます。

④理髪、美容

- ・月に数回、理容師・美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）及び美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月毎に計算しご請求しますので、請求月の26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし イ. 当事業所指定口座へのお振り込み（振込手数料はご負担下さい）

* 後見人等決定していない場合など、特別な事情によりやむを得ず現金でのお支払につきましてはご相談に応じます。

* ご契約時に自動引き落としの手続きをされますと、以後当法人の他のサービスも同時に引き落としの対象となります。

(4) 利用料金の変更

前記（1）、（2）の利用料金・費用については、介護保険等の法令改正、経済的状況の変化などやむを得ない事情が生じた場合、相当な額に変更することがあります。この場合は、事前に変更内容等について周知させていただきます。

7. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、介護予防サービス計画（介護予防プラン）の内容を踏まえ、契約締結後に作成する、予防専門型通所サービス計画に定めます。

契約締結後からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第2条参照）

- ①当事業所の職員に予防専門型通所サービス計画の原案作成やそのための必要な

調査等の業務を担当させます。

- ②その担当者は予防専門型通所サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③予防専門型通所サービス計画は、介護予防サービス計画（介護予防プラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等、介護支援専門員と協議して、予防専門型通所サービス計画を変更します。
- ④予防専門型通所サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

8. 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- (1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。
- (2) 事業者は、ご契約者からのサービス利用の中止又は変更、追加の申し出に対して、ご契約者及びその家族等、介護支援専門員と協議することとします。
- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の利用状況によりご契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。
- (4) 当日に利用の中止を申し出た場合は、食費（昼食、おやつ）は全額お支払いいただきます。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。
(契約書第17条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援、又は事業対象者と判定されなかった場合
- ③事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所建物の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は9、(1)～(3)）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- ①介護保険給付外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の介護予防サービス計画が変更された場合
- ④事業者もしくは職員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくは職員が、守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくは職員が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者（その家族を含む）が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②医療依存度が高い場合で、当事業所での医療の提供が困難な場合
- ③ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ④ご契約者及び家族等が、故意又は重大な過失により事業者又は職員もしくは他の利用者等の財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（誹謗、中傷、暴言、暴力、セクハラ行為等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ご契約者の行動が、他の利用者もしくは職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 反社会勢力の排除に関する制約

ご契約者および代理人、または関係する親族等（以下「利用者等」という。）は、契約締結から将来に亘り、以下の事項について表明・確約していただきます。

また、利用中に以下の事項に該当した場合には、何らかの催告を要せずに契約の解除をしていただきます。

- ①暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者または、その構成員（以下総称して「反社会勢力」という。）ではないこと
 - ②反社会勢力に資金の供与等の関与や社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - ③反社会的勢力に利用者等、自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - ④利用者等自ら、または第三者を利用して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為や偽計または威力を用いて運営を妨害し、または信用を毀損する行為をしないこと
- また、契約の解除により利用者等の損害が生じても施設に対して一切の異議申し立てを行わず、施設は、何らこれを賠償や補償することは要しない施設に損害が生じたときは、利用者等はその損害を賠償するものとする

10. 代理人の選任

(1) 代理人の選任

ご契約者が利用期間中に心身の喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約締結時にご家族等で代理人の選任をお願いしています。

これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族や親族に引き受けていただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。

(2) 代理人の責務

この契約におけるご契約者の権利義務にかかる事務処理などについて委任を受けて行っていただきます。(但し、ご契約者自身で可能な場合はこの限りではありません) 代理人は、他項に定める事項の他にご契約者の利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連帯してその履行義務を負うこととなります。

その債務履行義務は、以下の極度額を上限とします。

(極度額) 80,000円

(3) 代理人が養療や永眠で引き続き出来ない、また、破産宣告をうけた場合には、あらたな代理人を立てていただくために、ご契約者および親族にご協力をお願いします。

(4) 代理人の方には、上記の他にも緊急にご連絡しなければならない場合もあります。住所、電話番号等連絡先に変更のある場合は、速やかに連絡をお願いいたします。

11. 損害賠償について(契約書第14条、第15条参照)

(1) 事業所において、予防専門型通所サービスの実施に伴って、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害発生について、ご契約者側に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の於かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①ご契約者(その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

②ご契約者(その家族を含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④ご契約者が、事業者もしくは職員の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

12. 相談及び苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における相談及び苦情の受付は、以下の職員で受け付けております。

・相談及び苦情受付担当者（職名・生活相談員） 衣川 麻美

・受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：30

(2) 第三者委員

〔氏名〕 瀬尾多嘉子 〔職名〕 元芦屋市民生児童委員

〔氏名〕 里村 喜好 〔職名〕 元芦屋市社会福祉協議会常務理事

(3) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 電話番号：(078) 332-5617
芦屋市福祉部高齢介護課	所在地：芦屋市精道町7番6号 電話番号：(0797) 38-2024

13. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第9条、第10条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員等がご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為をおこないません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかにご家族等に連絡を行うとともに、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供ができるものとします。
- ⑦事業所及び職員は、ご契約者に対する虐待ならびにその他疑わしき行為を行いません。

14. 非常災害対策について（消防計画）

消防施行規則第3条に規定する消防計画に基づき、非常対策を行います。

(1) 防火管理者を定め、火元責任者を任命しております。

- (2) 非常災害用の設備（スプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、誘導灯）点検は、年2回契約保守業者において実施しています。
- (3) 火災の発生被害を最小限にとどめるために、自営消防隊を編成し、任務の遂行にあたるようにしております。
- (4) 訓練を年2回実施するようにしております。

15. 非常災害対策について（避難確保）

水防法および土砂災害防止法に規定する避難確保計画に基づき、非常災害対策を行います。

- (1) サービス従事者に対し、避難確保計画を周知するとともに、必要な研修や実地訓練を定期的の実施いたします。
- (2) 訓練を年2回以上実施するようにしております。
- (3) 定期的に避難確保計画を見直し、必要に応じて変更いたします。

16. 非常災害対策について（業務継続計画）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に介護サービスを継続的に実施すること、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) サービス従事者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修や実地訓練を定期的の実施いたします。
- (3) 訓練を年2回以上実施するようにしております。
- (4) 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更いたします。

17. サービスの利用に関する留意事項（契約書第13条参照）

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。

- ・危険物
- ・貴重品（高価な貴金属や高額な現金など）
- ・おやつ、酒類等

* 万一、持参された場合は、各自で保管をお願いいたします。

紛失などありましても当施設では責任を負いませんので、ご了承ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ・共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) 金品等授受のお断り

ご利用者及びご家族からの金品の授受については、堅くお断りいたします。

18. 個人情報を利用する目的（契約書第11条参照）

【法人内での利用】

- (1) ご契約者に提供する介護予防サービスのため
- (2) 介護保険事務のため
- (3) ご契約者に係る施設等の管理運営業務のうち
 - ・ ご契約者の利用管理のため
 - ・ 会計、経理事務のため
 - ・ 事故等の報告のため
 - ・ ご契約者の予防専門型通所サービス向上のため
- (4) 患者（ご契約者）の方に提供する医療サービスのため
- (5) 医療保険事務のため
- (6) 患者（ご契約者）の方に係る診療所の管理運営業務のうち
 - ・ 会計、経理事務のため
 - ・ 医療事故等報告のため
 - ・ 患者（ご契約者）の方への医療サービスの向上のため

【外部への提供】

- (1) ご契約者に提供する予防専門型通所サービスのうち
 - ・ ご契約者の体調の急変時等における医療機関受診のため
 - ・ ご契約者に係る他の居宅サービス事業者や介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため
 - ・ ご家族等への心身の状況説明のため
 - ・ その他業務委託のため
- (2) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者（法令の定める事務）への報告のため
- (3) 介護保険ならびに医療保険事務のうち
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出のため
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答のため
- (4) 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等のため

以 上

予防専門型通所サービス利用料金表〔給付対象サービス〕

【共通の給付対象サービス】

ご契約者の要介護度に応じた1月あたりのサービス利用料金（単位：円）			
	1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	1,921	3,841	5,761
要支援2（週2回程度）	3,868	7,735	11,602

加算		利用者負担額（単位：円）			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
科学的介護推進体制加算	要支援1 事業対象者	43	86	129	1月につき
	要支援2	43	86	129	
サービス提供体制強化 加算（I）	要支援1 事業対象者	94	188	282	1月につき
	要支援2	188	376	564	
同一建物居住者通所介護	要支援1 事業対象者	-402	-803	-1,025	1月につき
	要支援2	-804	-1,607	-2,410	
介護職員等 処遇改善加算（I）	所定単位数の 9.2%× 10.68	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加 算減算を加えた総単位数 （所定単位数）

【共通の給付対象外サービス】

ご利用サービス	利用料金
①食事等の提供（昼食・おやつ）	食費 700円（おやつ含む）
②レクリエーション、クラブ活動 日常生活上必要となる諸費用	実費
③おむつ・パット代	・オムツ 140円 ・尿取りパット 30円 ・はくパンツ S: 160円. M: 170円. L: 190円
④理容・美容 （利用日は別途お知らせします。）	・カット、ブロー 2,000円 ・パーマ 4,000円 ・毛染め 4,000円 ・ヘアマニキュア 4,000円 ・シャンプー 600円
⑤写真代	・1枚 21円
⑥介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。
⑦通行料	実費
⑧その他	実費

令和 年 月 日

予防専門型通所サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人緑山会
住 所 芦屋市浜町12番3号
事業所名 指定通所介護事業所「エルホーム芦屋」

説明者 生活相談員 氏 名 衣川 麻美 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、予防専門型通所サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

（契約者との関係 _____）

